

新潟薬科大学利益相反マネジメント規程

制 定 平成 27 年 8 月 1 日

最新改正 令和元年 12 月 17 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、新潟薬科大学利益相反マネジメントポリシー（以下「利益相反マネジメントポリシー」という。）に則り、新潟薬科大学（以下「本学」という。）の教職員（以下「教職員等」という。）が産官学連携活動をはじめとする社会貢献活動を推進する上で、利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、もって本学における社会貢献の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「利益相反」とは、教職員等が産官学連携活動に伴って企業又は営利を目的とする団体等（以下「企業等」という。）から得る個人的な経済的利益と教職員等の教育研究という本学における職務遂行責任とが相反している状態をいう。

2 この規程において「産官学連携活動」とは、本学と企業等との間で行う技術移転、技術指導、共同研究、受託研究及び奨学寄附金の受入れ等又は教職員等が企業等で行う兼業活動等のことをいう。

(対象者)

第 3 条 この規程の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員等
- (2) 第 5 条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象となる事象)

第 4 条 利益相反マネジメントは、前条各号に規定する者に係る次の各号に掲げる事象を対象とする。ただし、第 2 号及び第 3 号については、対象者と生計を一にする配偶者及び一親等の者も対象とする。

- (1) 産官学連携活動に係る企業等から別に定める一定額以上の研究費等を受け入れている場合
- (2) 産官学連携活動に係る企業等から給与、原稿料等の収入により、別に定める一定額以上の個人的な経済的利益を得る場合
- (3) 産官学連携活動に係る企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及

び受益権等を取得する場合

- (4) 産官学連携活動に係る同一企業等から無償で役務又は物品等の提供を受ける場合
- (5) 産官学連携活動に係る同一企業等との間で、別に定める一定額以上の物品、設備、システム等購入及び業務委託に関与する場合
- (6) 厚生労働科学研究費補助金及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構の委託研究若しくは補助金等による研究を実施している場合又は実施する予定がある場合
- (7) その他、次条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

(教職員等の義務)

第5条 教職員等は、産官学連携活動を行うにあたり、利益相反の疑念を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

2 教職員等は、前項に定めるもののほか、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

第2章 利益相反マネジメント委員会

(設置)

第6条 本学は、利益相反について適正なマネジメントを行うため、新潟薬科大学利益相反マネジメント委員会（以下「利益相反マネジメント委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第7条 利益相反マネジメント委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る基本方針に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査及び相談に関する事項
- (3) 利益相反に係る審査、改善内容及び改善要請等に関する事項
- (4) 本学内外からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- (5) その他本学の利益相反に係る重要事項に関する事項

(構成)

第8条 利益相反マネジメント委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長のうち、学長が指名した者1人
- (2) 薬学部長
- (3) 応用生命科学部長
- (4) 事務部長
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

(任期等)

第9条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第5号の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第10条 利益相反マネジメント委員会に委員長を置き、第7条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、利益相反マネジメント委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長にやむを得ない事情があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第11条 利益相反マネジメント委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(利益相反アドバイザー)

第12条 本学に、必要に応じ利益相反アドバイザーを置く。

- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する知識を有する弁護士、公認会計士等学外有識者のうちから、学長が委嘱する。
- 3 利益相反アドバイザーは、利益相反マネジメント委員会からの求めに応じ、利益相反マネジメントについて適切な助言・指導を行うものとする。

(利益相反マネジメント業務担当)

第13条 事務部基盤整備課に、利益相反マネジメント業務担当を置く。

- 2 利益相反マネジメント業務担当は、利益相反に関する日常的な相談窓口として、教職員等からの利益相反に関する相談を、随時受け付けるものとする。
- 3 利益相反マネジメント業務担当は、教職員等からの利益相反に関する相談への対応について、利益相反マネジメント委員会と連携を図るとともに、必要に応じて、利益相反マネジメント委員会に報告するものとする。

第3章 利益相反マネジメントの実施方法

(自己申告)

第14条 第3条各号に定める利益相反マネジメント対象者は、別に定めるところにより、

利益相反マネジメント委員会に自己申告を行わなければならない。

- 2 教職員等は、別に定める利益相反自己申告書（以下「自己申告書」という。）を用いて、申告を行うものとする。
- 3 教職員等は、自己申告書において、当該教職員等、当該教職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の者に関して必要な事項を記載しなければならない。

（審査）

第 15 条 利益相反マネジメント委員会は、前条の申告を受けて、利益相反に関する審査を行い、利益相反回避の必要性があるか否かについて判定する。

- 2 利益相反マネジメント委員会は、前項の審査にあたり、必要に応じヒアリングや関係各部署への調査を行うことができる。
- 3 利益相反マネジメント委員会は、第 1 項の審査に際しては、産官学連携活動を行う教職員等が、本学における本来の責務や産官学連携活動の公益性等に対して、産官学連携活動から得られる個人的な利益を優先していると客観的に見られる可能性があるか否かを判断基準とする。
- 4 利益相反マネジメント委員会は、第 1 項の審査結果を申告者に対し通知するものとする。ただし、第 1 項で利益相反回避の必要性がないと議決したときは、通知を省略することができる。
- 5 利益相反マネジメント委員会は、審査の結果、回避が必要と認められる場合は、申告を行った教職員等に対して利益相反に関する回避要請等を通知するとともに、その旨を学長に報告する。
- 6 利益相反マネジメント委員会は、前項の要請を受けた教職員等について、その後の状況をモニタリングするものとする。

（不服申立て）

第 16 条 前条第 4 項の規定により通知を受けた者は、その内容について不服がある場合には、通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に利益相反マネジメント委員会に対し書面により不服申立てを行い、再審査を求めることができる。ただし、不服申立ては 1 回を限度とする。

（情報公開及び個人情報保護）

第 17 条 利益相反マネジメント委員会は、本学の利益相反マネジメント活動状況（個々の事象についての個別情報を除く）を学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 本学の利益相反について学内外から問合せがあった場合、利益相反マネジメント委員会は、その対応に関し学長及び関係者と協議の上、対応するものとする。

- 3 利益相反マネジメント委員会及びその他利益相反状況への対応に関わるすべての者は、個人情報を含め職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(利益相反マネジメント自己申告書等の保存)

第 18 条 利益相反マネジメント委員会は、申告情報その他審査資料を適切に管理し、保管するものとする。

- 2 申告情報その他審査資料の保存期間は、10 年間とする。

第 4 章 雑則

(事務)

第 19 条 利益相反マネジメントに関する事務は、利益相反マネジメント委員会の指示、協力を得て、基盤整備課が行う。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

- 2 本学における人を対象とした医学系研究及び ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る利益相反の取扱いについては、新潟薬科大学倫理審査委員会規程により、別に定める。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、利益相反マネジメント委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に選出される委員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 17 日から施行する。